

はしチョコサポーター制度運営要領

(目的)

第1条 東久留米市地域産業推進協議会（以下、協議会）が運営するソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下「SNS」という。）アカウント「東京はしっこ♡チョコッと東久留米」（以下「はしチョコ」という。）は、より広く、且つ継続的に東久留米市（以下「市」という。）の魅力を発信することを目的とし、はしチョコサポーター制度の実施に必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 はしチョコサポーターとは、市の魅力を広く発信する意欲のある市内在住若しくは在勤の者であって、この要領に基づき、はしチョコサポーターとして認定された者をいう。

(資格)

第3条 はしチョコサポーターとして活動要件は、市の魅力を広く発信する意欲のある者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に在住若しくは在勤の者
- (2) 60歳までの者
- (3) Facebook 及び Instagram のアカウントを既に取り得し、日常的に投稿を行っている者
- (4) 3名以上の協議会委員から推薦を受けた者

(認定)

第4条 この要領に定めるはしチョコサポーターの活動を行おうとする者は、SNS 運営を行う協議会の会長（以下「会長」という。）に、活動申込書を提出するものとする。

- 2 会長は、前項の申込書の提出があった場合、その内容を審査し、適切と認めるときは、はしチョコサポーターの活動を行おうとする者にはしチョコサポーター認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 3 はしチョコサポーターは、活動申込書の内容に変更があった場合は、速やかに会長に届け出るものとする。

(はしチョコサポーターの責務)

第5条 はしチョコサポーターは自己の責任において活動に参加し、安全に十分配慮しなければならない。

- 2 はしチョコサポーターは、活動にあたり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。

(登録の抹消)

第6条 はしチョコサポーターとしての認定証の抹消を希望する場合は、会長に認定抹消届を提出するものとする。

- 2 会長は、はしチョコサポーターが第3条第1及び第3号の資格を満たさなくなった場

合又は前条の責務を果たさないと認めるときは認定を抹消することができる。

附 則

この要領は、令和2年6月22日から適用する。